### 目指すべき姿

- ◆薬局と医療機関・多職種との連携を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局としてより安全で効率的な薬局機能の充実を図り、 県民のセルフメディケーションを支援します。
- ◆地域包括ケアシステムの担う一員として、薬局の在宅医療への参画を推進します。
- ◆新興感染症発生時や、災害時及び緊急時を想定して円滑な医薬品供給体制を構築し、県民・患者に対して必要な 医薬品を適切に供給できるようにします。

### 1 薬剤師・薬局の機能の強化

- (1)病棟業務やチーム医療への参画の強化
- (2) 医療機関の薬局との連携の強化
- (3)薬局の医療機関・多職種との連携強化
- (4) かかりつけ薬剤師・薬局の育成・定着
- (5) 在宅医療への参画

### 2 医薬品等の供給体制の整備

- (1) 在宅医療に係る医療・衛生材料
- (2) 新興感染症・災害等の有事への対応
- (3) 災害時の医薬品供給
- (4)緊急時医薬品

### 3 医薬品の正しい知識の普及

### 現状と課題

#### 1 薬剤師・薬局の機能

#### (1)病棟業務の実施やチーム医療への参画

- 病棟業務の実施により服薬状況や副作用の発現を把握し処方変更等につなげるなど、薬物療法の有効性や安全性、服薬アドヒアランスの向上を図ることが求められている。
- チーム医療やプロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)などの実施により、処方設計支援やポリファーマシー対策を推進することが期待されているが、 高度化・多様化する医療に対応するため専門性の高い薬剤師の育成が必要である。

#### (2) 医療機関の薬局との連携

● 退院時に地域の薬局との連携体制を構築することが必要となっており、薬剤管理サマリーの発行や服薬情報提供書を通じた薬局との連携が求められている。

#### (3)薬局の医療機関・多職種との連携

- 薬局の薬剤師は、患者の状態や服用薬に関する情報等を一元的・継続的に把握し、重複投薬、相互作用、ポリファーマシーの有無の確認や、副作用、 期待される効果の継続的な確認を行い、薬物療法の安全性、有効性を向上させる。
- 処方内容のチェックや調剤後のフォローアップにより、服薬情報、副作用等の情報に関する処方医へのフィードバックを行うほか、残薬管理や処方変更の 提案等を通じて、医療機関との連携を強化し、地域の医療提供体制に、より貢献することが期待されている。
- 地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、必要に応じ受診勧奨を行うことや地域の社会資源に関する情報を十分把握し、地域包括ケアの 一翼を担う多職種との連携体制の構築が必要である。

#### 施策の方向

#### 1 薬剤師・薬局の機能の強化

#### (1)病棟業務やチーム医療への参画の強化

- 病棟業務の実施を強化することにより、副作用の早期発見や有効性の評価等を実施し、安全で有効な薬物療法の確保を図る。また、適切な服薬指導の実施により服薬アドヒアランスの向上を図る。
- プロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)の状況について、その効果及び有用性を周知し、有効事例の活用と普及に努める。
- 認定・専門薬剤師及び薬物療法認定薬剤師の取得のための研修会等を開催し、認定・専門薬剤師等の取得を支援する。

#### (2) 医療機関の薬局との連携強化

- 服薬情報提供書や問い合わせ簡素化プロトコールについて薬剤師会と連携し、県内での共通化を目指すなど、医薬品の適正使用がより向上できる体制を構築を推進する。
- 退院時の薬剤管理サマリーの発行を促進することにより、継続的・一元的な薬学的管理が可能となる体制の構築を推進する。

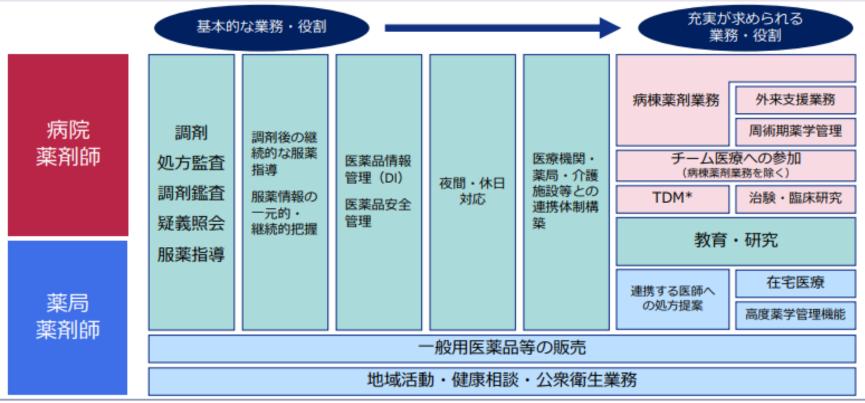
#### (3)薬局の医療機関・多職種との連携強化

- かかりつけ薬局と医療機関の薬剤部門との連携(薬薬連携)の質を高め、相互に患者の薬剤情報を共有する体制の整備を支援する。
- 薬剤師会及び各薬局は、医師会等の関係団体、病院・診療所や介護福祉に関わる専門職等に対し、薬局が持つ機能について説明し、理解を得るとともに多職種との連携を推進していく。

### 薬剤師の主な業務・役割

第13回第8次医療計画資料 に関する検討会 令 和 4 年 8 月 2 5 日

薬剤師の業務・役割は調剤だけでなく、病棟薬剤業務やチーム医療、在宅医療への参加など多岐にわたる。医薬品の 専門家として、これらの業務・役割の充実が求められている。



#### 薬剤師法

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の 健康な生活を確保するものとする。

出典:「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」(令和3年6月30日)

「病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会報告書」(平成19年8月10日)

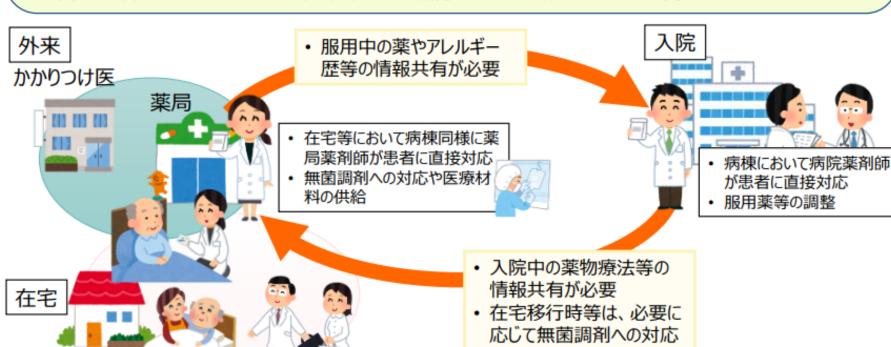
\* 薬物血中濃度モニタリング 「患者のための薬局ビジョン ~「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ~」 (平成27年10月23日) を元に作成

第4回薬局薬剤師の業務及び薬局の 機能に関するワーキンググループ

## 病院薬剤師と薬局薬剤師のシームレスな連携の必要性

- 入院医療だけでは完結しない →地域包括ケアシステムでの対応
- 入退院時における患者の薬物療法に関する情報共有、処方薬の調整等をどのように対応するか
- 薬局薬剤師(かかりつけ薬剤師)、病院薬剤師ともに、地域包括ケアシステムの下で何をすべきか考える必要がある

(薬剤師同士だけではなく、多職種との連携 = 地域のチーム医療)



や医療材料の調整が必要

### 現状と課題

- 1 薬剤師・薬局の機能
- (1)病棟業務の実施やチーム医療への参画
- 病棟業務の実施により服薬状況や副作用の発現を把握し処方変更等につなげるなど、薬物療法の有効性や安全性、服薬アドヒアランスの向上を図る ことが求められている。
- チーム医療やプロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)などの実施により、処方設計支援やポリファーマシー対策を推進することが期待されているが、 高度化・多様化する医療に対応するため専門性の高い薬剤師の育成が必要である。

#### (2) 医療機関の薬局との連携

● 退院時に地域の薬局との連携体制を構築することが必要となっており、薬剤管理サマリーの発行や服薬情報提供書を通じた薬局との連携が求められている。

#### (3)薬局の医療機関・多職種との連携

- 薬局の薬剤師は、患者の状態や服用薬に関する情報等を一元的・継続的に把握し、重複投薬、相互作用、ポリファーマシーの有無の確認や、副作用、 期待される効果の継続的な確認を行い、薬物療法の安全性、有効性を向上させる。
- 処方内容のチェックや調剤後のフォローアップにより、服薬情報、副作用等の情報に関する処方医へのフィードバックを行うほか、残薬管理や処方変更の 提案等を通じて、医療機関との連携を強化し、地域の医療提供体制に、より貢献することが期待されている。
- 地域住民からの健康に関する相談に適切に対応し、必要に応じ受診勧奨を行うことや地域の社会資源に関する情報を十分把握し、地域包括ケアの一翼を担う多職種との連携体制の構築が必要である。

### 施策の方向

- 1 薬剤師・薬局の機能の強化
- (1)病棟業務やチーム医療への参画の強化
- 病棟業務の実施を強化することにより、副作用の早期発見や有効性の評価等を実施し、安全で有効な薬物療法の確保を図る。また、適切な服薬指導の実施により服薬アドヒアランスの向上を図る。
- プロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)の状況について、その効果及び有用性を周知し、有効事例の活用と普及に努める。
- 認定・専門薬剤師及び薬物療法認定薬剤師の取得のための研修会等を開催し、認定・専門薬剤師等の取得を支援する。

#### (2) 医療機関の薬局との連携強化

- 服薬情報提供書や問い合わせ簡素化プロトコールについて薬剤師会と連携し、県内での共通化を目指すなど、医薬品の適正使用がより向上できる体制を構築を推進する。
- 退院時の薬剤管理サマリーの発行を促進することにより、継続的・一元的な薬学的管理が可能となる体制の構築を推進する。
- (3)薬局の医療機関・多職種との連携強化
- かかりつけ薬局と医療機関の薬剤部門との連携(薬薬連携)の質を高め、相互に患者の薬剤情報を共有する体制の整備を支援する。
- 薬剤師会及び各薬局は、医師会等の関係団体、病院・診療所や介護福祉に関わる専門職等に対し、薬局が持つ機能について説明し、理解を得るとともに多職種との連携を推進していく。

### 現状と課題

1 薬剤師・薬局の機能

#### (4)かかりつけ薬剤師・薬局

- 「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局は、地域における必要な医薬品の供給拠点であると同時に、医薬品・薬物治療等に関して、 安心して相談できる身近な存在であることが求められ、かかりつけ医との連携の上で、地域における総合的な医療・介護サービス(地域包括ケア)を提供す る一員として、患者毎に最適な薬学的管理・指導を行うことが必要であるとされている。
- 令和3 (2021) 年8月から、制度が開始された「**地域連携薬局**」及び「**専門医療機関連携薬局**」については、令和5(2023) 年3月31日時点で、地域連携薬局は**76件**、専門医療機関連携薬局は**6件**となっている。
- OTC医薬品の供給にあたっては、患者への適切な情報提供による安全性・有効性の確保が求められ、薬局等の医薬品販売業者によるセルフメディケーション支援がますます必要となっている。
- かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、 OTC医薬品や健康食品、介護や食事・栄養摂取に関することまで相談でき、届出した薬局を「**健康サポート薬 局**」といい、令和 5 (2023) 年 3 月 3 1 日時点で、<u>4 7 件</u>となっている。
- 夜間・休日であっても、薬の副作用や飲み間違い等に関する電話相談のニーズが高いことから、随時電話相談等が行える体制を整備する必要がある。また、時間的、距離的制約があってもオンライン服薬指導により薬の説明を受けて、郵送で薬で受け取れるなどニーズに応えられる薬局の整備が求められている。
- 休日には、当番医近くの薬局などが対応している。また、各地の急患センターが休日夜間等に診療を行っており、各地区の薬剤師会から要請を受けた薬局の薬剤師が急患センター内で調剤業務を行っている。

#### 施策の方向

#### 1 薬剤師・薬局の機能の強化

#### (4) かかりつけ薬剤師・薬局の育成・定着

- 薬剤師会等の関係団体と連携し、患者、県民に対し、医薬分業の意義やそのメリットを享受するためにかかりつけ薬剤師・薬局が必要である旨を積極的に周知するとともに、関係団体が実施する薬剤師対象の研修事業等を支援する。
- 地域連携薬局や専門医療機関連携薬局をかかりつけ薬局とすることのメリットを分かりやすく県民に周知するとともに、地域連携の事例報告を含んだ研修会等を開催し、薬局の認定取得を支援する。
- かかりつけ薬剤師・薬局が、お薬手帳、医療福祉情報ネットワーク、電子処方箋システム等を活用して、当該患者が罹っている全ての医療機関を把握し、 服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導を行っていくための体制整備を支援する。
- 薬局又はドラッグストア等におけるOTC医薬品の販売について、患者の相談に応じることにより、セルフメディケーションを支援するとともに、医薬品の適正使用を促進し、安全性の確保を図る体制を整備する。
- 休日・夜間における処方せん応需体制については、市町村及び医師会等の関係者と協議し、地域の実情に応じた体制を整備する。

# 「患者のための薬局ビジョン」

~「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ~

### 健康サポート機能

健康サポート 薬局

### ★ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献

- ・要指導医薬品等を適切に選択できるような 供給機能や助言の体制
- ·健康相談受付、受診勧奨·関係機関紹介 等

### 高度薬学管理機能

- ★ 高度な薬学的管理ニーズへの対応
  - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援等

## かかりつけ薬剤師・薬局

## 服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ 副作用や効果の継続的な確認
- ☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止
- O ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
- ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報 を把握
- ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

## 24時間対応・在宅対応

- ★ 夜間・休日、在宅医療への対応
  - ・24時間の対応
  - ·<u>在宅患者</u>への薬学的管理·服薬指導
  - ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、 へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支 援センター等との連携も可能

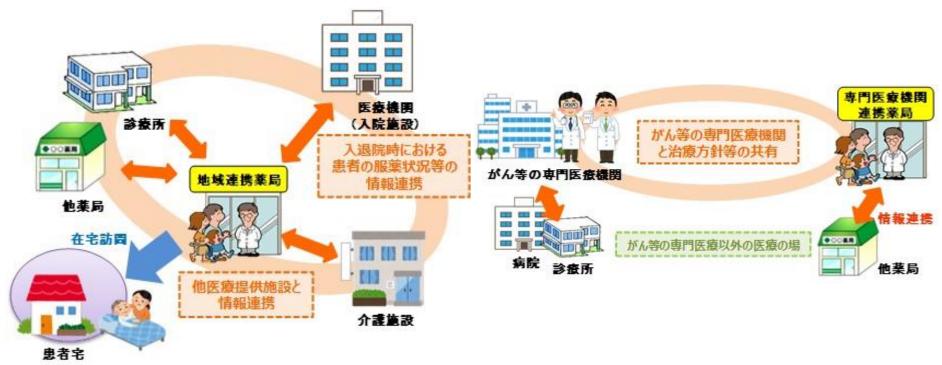
☆疑義照会・ 処方提案 ★副作用・服薬状況 のフィードパック

## 医療機関等との連携

- 医療情報連携ネット ワークでの情報共有
- ☆医薬品等に関する相談 や健康相談への対応 ☆医療機関への受診勧奨

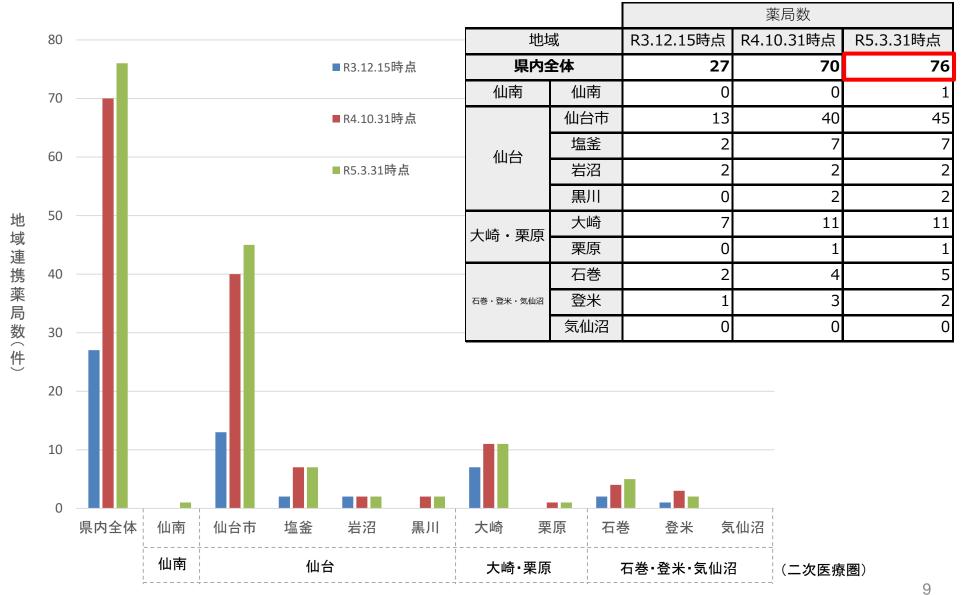
## 認定薬局制度とは

薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事が認定する制度のこと。(令和3年8月1日施行)



入退院時の医療機関等との情報連携 や、在宅医療等に地域の薬局と連携 しながら一元的・継続的に対応でき る薬局(地域連携薬局) がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局(専門医療機関連携薬局)

### 地域別地域連携薬局数の推移



## 地域別中学校区数に対する地域連携薬局数(令和5年3月31日時点)

担当部署	市町村名	薬局数 (R5.3.31時点)	地域連携薬局数	※参考 中学校区数 (R5年度調査)
薬務課	仙台市	612	45	66
小計	t	612	45	<b>68.2</b> % 66
	白石市	22	0	5
	角田市	12	0	2
	蔵王町	5	0	3
	七ヶ宿町	1	0	1
仙南	大河原町	18	0	2
	村田町	3	0	2
	柴田町	19	1	3
	川崎町	3	0	2
	丸森町	3	0	1
小計		86	1	<b>4.8%</b> 21
塩釜	塩竈市	34	2	5
	多賀城市	31	3	4
	松島町	4	2	1
	七ヶ浜町	2	0	2
	利府町	18	0	3
小計	†	89	7	<b>46.7%</b> <sup>15</sup>
岩沼	名取市	41	1	4
	岩沼市	27	1	4
	亘理町	9	0	4
	山元町	5	0	1
小計	t	82	2	<b>15.4%</b> 13

担当部署	市町村名	薬局数	地域連携 薬局数	※参考 中学校区数 (R 5 年度調査)
	富谷市	15	1	5
黒川	大和町	13	1	2
7,,,,,,,	大郷町	1	0	1
	大衡村	0	0	1
小計	-	29	2	<b>22.2%</b> 9
	大崎市	82	8	11
	色麻町	2	1	0
大崎	加美町	11	1	2
	涌谷町	4	0	1
	美里町	8	1	3
小計	-	107	11	<b>64.7%</b> 17
栗原	栗原市	34	1	6
小計	-	34	1	<b>16.7%</b> 6
	石巻市	77	5	17
石巻	東松島市	17	0	3
	女川町	1	0	1
小計	F	95	5	<b>23.8%</b> 21
登米	登米市	33	2	10
小計	-	33	2	<b>20.0%</b> 10
気仙沼	気仙沼市	29	0	10
	南三陸町	6	0	2
小計		35	0	<b>0%</b> 12
合計		1202	76	<b>40.0%</b> 190

薬局数:R5.3.31薬務課調べ,中学校区数:R5.4.1現在宮城県教育委員会HPより

### 令和5年3月31日現在

地域	薬局数	
県内全体	6件	
病院 A	2件	
病院 B	2件	
病院C	1件	
病院D	1件	

## 県内の専門医療機関連携薬局認定状況

がん診療連携拠点病院等一覧表(令和5年4月1日現在) 出典:厚生労働省

都道府県がん診療連携拠点病院	宮城県立がんセンター	
即追的宗乃的原建秀拠点例阮	東北大学病院	
地域がん診療連携拠点病院(高度型)	大崎市民病院	
地域仍70岁凉建场观点构成(同反至)	石巻赤十字病院	
	仙台医療センター	
地域がん診療連携拠点病院	東北労災病院	
	東北医科薬科大学病院	
地域がん診療病院	みやぎ県南中核病院	
小児がん拠点病院	東北大学病院	
がんゲノム医療中核拠点病院	東北大学病院	
がんゲノム医療連携病院	宮城県立がんセンター	



## 令和4年度認定薬局整備促進事業

### 地域連携薬局の整備に係る事業(一般社団法人宮城県薬剤師会委託分)

1 地域連携薬局に係るアンケートの実施

対象: 令和4年8月31日時点の地域連携薬局(62件) 回答率: 約62.7%(42件/62件)

- ・地域連携薬局の認定取得後、患者(医療機関)、居宅介護支援事業所等より相談が増えたと感じる薬局:24件/42件
- ・地域連携薬局の認定取得後に地域包括ケアシステムに参加していると感じる薬局:38件/42件

事例:連携先医療機関、在宅訪問患者、麻薬調剤・無菌調剤、地域ケア会議への参加回数等の増加、ケアプランへの意見反映、 地域イベント講師派遣

2 地域連携薬局に関する研修

患者の服用状況や薬物治療効果・副作用等について、薬局と医療機関間において継続的・一元的な情報連携がなされるよう、認定薬局制度並びに目指すべき方向性を正しく理解することを目的とし、研修会を2回実施した。

(1) 令和5年1月22日(日) 参加人数:59名

「薬剤師を取り巻く変化と地域連携薬局」(講師:厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課)

「県内における認定薬局の認定状況の報告」(講師:宮城県保健福祉部薬務課)

「大崎地区での地域連携事例」(講師:古川調剤薬局鹿島台店)

(2) 令和5年2月26日(日) 参加人数:60名

「地域連携薬局が担う機能と役割」(講師:公益財団法人日本薬剤師会)

「つばさ薬局の事例から考える地域連携について」(講師:つばさ薬局)

「地域の多職種連携構築について~事例から、連携構築のポイントを考える~」(講師:宮城県ケアマネジャー協会気仙沼支部)

3 地域における在宅患者訪問可能薬局等の周知

認定制度及び在宅訪問可能な薬局に関して、地域住民や医療従事者等に対し薬局機能の明確化を図ることを目的とし、ラジオ媒体にて周知を行った。

## 令和4年度認定薬局整備促進事業

専門医療機関連携薬局の整備に係る事業(一般社団法人宮城県病院薬剤師会委託分)

- 1 医療現場における患者情報の共有に係る在り方の検討 服薬情報提供書について県内の共通書式を検討するための、書式検討ワーキンググループを立ち上げた。
- 2 がん患者のフォローアップ体制の強化 保険薬局と連携し、患者が速やかに保険薬局で薬剤師からのフォローアップを受ける体制を構築するとともに、医療機関及び薬局を対象としたがん患者のフォローアップも含めた連携体制に係る調査を実施した。
- 3 MMWINの利用促進

入院時服薬情報提供書の仕組みを組み込んだ薬薬連携ツールを県内115薬局に配布した。また、MMWINのカレンダーへの服薬情報提供書の自動アップを含めた薬薬連携ツールの展開について、10件の薬局で試行的に運用を開始した。

4 薬局-医療機関間の持参薬情報の連携体制構築

薬局で入院患者の二次元コード化した服薬情報を入院時服薬情報提供書に掲載し病院に提供、病院は持参薬情報を電子カルテへ取り込み。退院時服薬指導時には当該情報提供書を活用し薬剤管理サマリを作成し薬局に情報提供する薬局と医療機関連携モデルを構築。

5 啓発、広報

がん患者のフォローアップや入院時の連携について、各医療従事者の関わりを取りまとめ、医療機関・保険薬局に対し研修会等で広報活動を行った。

#### 現状と課題

1 薬剤師・薬局の機能

#### (4)かかりつけ薬剤師・薬局

- 「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局は、地域における必要な医薬品の供給拠点であると同時に、医薬品・薬物治療等に関して、 安心して相談できる身近な存在であることが求められ、かかりつけ医との連携の上で、地域における総合的な医療・介護サービス(地域包括ケア)を提供する一員として、患者毎に最適な薬学的管理・指導を行うことが必要であるとされている。
- 令和3 (2021) 年8月から、制度が開始された「**地域連携薬局**」及び「**専門医療機関連携薬局**」については、令和5 (2023) 年3月31日時点で、地域連携薬局は76件、専門医療機関連携薬局は6件となっている。
- OTC医薬品の供給にあたっては、患者への適切な情報提供による安全性・有効性の確保が求められ、薬局等の医薬品販売業者によるセルフメディケーション支援がますます必要となっている。
- かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、OTC医薬品や健康食品、介護や食事・栄養摂取に関することまで相談でき、届出した薬局を「健康サポート薬局」といい、令和5(2023)年3月31日時点で、47件となっている。
- 夜間・休日であっても、薬の副作用や飲み間違い等に関する電話相談のニーズが高いことから、随時電話相談等が行える体制を整備する必要がある。また、時間的、距離的制約があってもオンライン服薬指導により薬の説明を受けて、郵送で薬で受け取れるなどニーズに応えられる薬局の整備が求められている。
- 休日には、当番医近くの薬局などが対応している。また、各地の急患センターが休日夜間等に診療を行っており、各地区の薬剤師会から要請を受けた薬局の薬剤師が急患センター内で調剤業務を行っている。

### 施策の方向

- 1 薬剤師・薬局の機能の強化
- (4) かかりつけ薬剤師・薬局の育成・定着
- 薬剤師会等の関係団体と連携し、患者、県民に対し、医薬分業の意義やそのメリットを享受するためにかかりつけ薬剤師・薬局が必要である旨を積極的 に周知するとともに、関係団体が実施する薬剤師対象の研修事業等を支援する。
- 地域連携薬局や専門医療機関連携薬局をかかりつけ薬局とすることのメリットを分かりやすく県民に周知するとともに、地域連携の事例報告を含んだ研修会等を開催し、薬局の認定取得を支援する。
- かかりつけ薬剤師・薬局が、お薬手帳、医療福祉情報ネットワーク、電子処方箋システム等を活用して、当該患者が罹っている全ての医療機関を把握し、 服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導を行っていくための体制整備を支援する。
- 薬局又はドラッグストア等におけるOTC医薬品の販売について、患者の相談に応じることにより、セルフメディケーションを支援するとともに、医薬品の適正使用を促進し、安全性の確保を図る体制を整備する。
- 休日・夜間における処方せん応需体制については、市町村及び医師会等の関係者と協議し、地域の実情に応じた体制を整備する。

### 現状と課題

1 薬剤師・薬局の機能

#### (5) 在宅医療

- 在宅医療については、病院、診療所等の医療機関のほか関係する多職種との密接な連携により行う必要があるが、参画している薬局、薬剤師はまだ多くなく、その対応は充分とはいえない。
- 在宅患者への対応には、切れ目のない医療を提供するため、病院薬剤部と薬局が連携した薬学的管理体制を構築する必要がある。
- 令和5年4月1日現在、在宅患者訪問薬剤指導を行う旨を届け出た薬局は、県内全薬局の77.1%(薬局1,202件、届出薬局件数927件)であるが、その内直近1年間で訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導算定実績が10回以上ある薬局(在宅患者調剤加算届出薬局数337件)は28.0%に留まっている。
- 麻薬小売業免許を取得している薬局は、令和5年3月末現在、県内では全薬局の75.5%であり、徐々に増加している。
- 急変時等にも対応できるよう、薬局の24時間体制での在宅医療提供が求められている。
- 在宅医療においては患者への点滴等無菌製剤の供給が必要となるケースがあることから、高度な無菌製剤処理業務を行うことができる無菌調剤室を複数の薬局で共同利用できるよう法整備がなされている。令和5年4月1日現在、無菌調剤処理を行う旨を届け出た薬局は、県内全薬局の6.3%(届出薬局件数76件)となっており、在宅医療への薬局の参画がなお一層求められている。

### 施策の方向

1 薬剤師・薬局の機能の強化

#### (5) 在宅医療への参画

- 患者の居宅で薬局が行うべき薬学的管理及び指導について、薬剤師会は研修等を通して薬局薬剤師の資質向上に努める。
- 地域包括ケアの一環として、在宅患者の適切な服薬管理等を推進するため、医師会等の関係団体や病院・診療所、そのほか関係する多職種と連携し、薬局が円滑な退院支援、日常の在宅療養、急変時や看取りに対応できる体制を整備する。
- 医療保険制度においても、在宅で使用する医療材料や衛生材料を、処方せんにより薬局から供給することを前提とした仕組みが整えられている。薬局・薬剤師が、これらに関する知識の習得ができるような機会を提供し、薬局が在宅医療へさらに参画できるよう体制を整備する。
- 麻薬小売業免許の取得を指導することにより、がん患者や慢性疼痛の患者への麻薬の適正な使用を推進する。また、麻薬適正使用研修会等を通じ、 事故防止に努める。
- 無菌調剤室等の設置及び共同利用の推進を薬局に促すとともに、無菌調剤研修の開催等により技術向上を支援し、さらに安全で適正な無菌調剤体制を推進する。

### 在宅医療の体制について

第 4 回在宅医療及び医療 介 護 連 携 に 関 す る W

市町村・保健所

医師会等関係団体

年 5 月 2

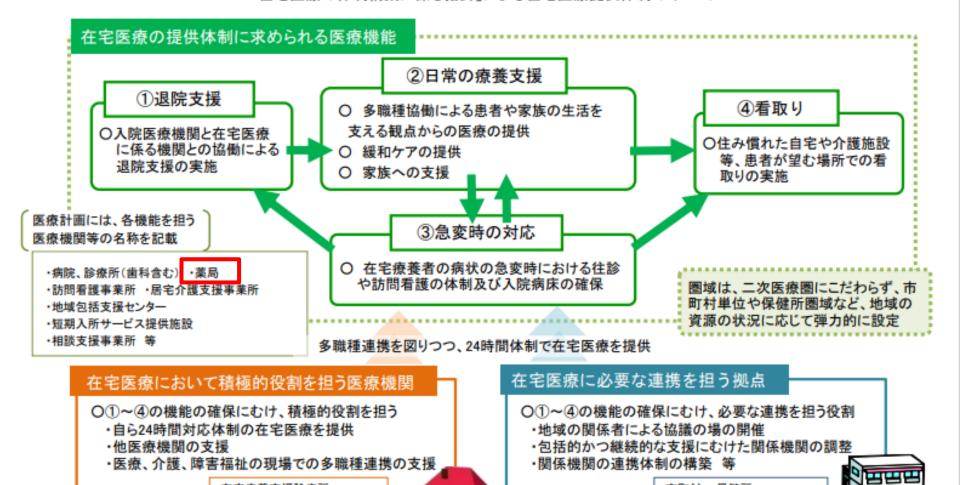
資料1改

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

在宅療養支援診療所

在宅療養支援病院

~ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ~



## 在宅医療において薬局に期待される主な役割

第5回在宅医療及び医療・介護連携に 関するワーキンググループ 会和4年7月28日

資料

在宅医療において薬局に期待される主な役割として、下記のような内容が考えられる。

- ① 医薬品・医療機器・衛生材料の提供体制の構築
  - 多数の医薬品の備蓄
  - 患者の状態に応じた調剤(一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等)
  - 医療用麻薬の調剤及び管理(廃棄含む)
  - 医療機器・衛生材料の提供
- ② 薬物療法の提供及び薬物療法に関する情報の多職種での共有・連携
  - ▶服薬指導・支援、薬剤服用歴管理(薬の飲み合わせの等の確認)
  - ▶ 服薬状況と副作用等のモニタリング、残薬の管理
  - 入院時及び退院時の薬物療法に関する情報の共有
  - ▶ 在宅医への処方提案
- ③ 急変時の対応
  - ▶24時間対応体制
- ④ ターミナルケアへの関わり
  - 医療用麻薬の調剤及び管理(廃棄含む)

### 第8次医療計画の在宅医療に関する指標例の見直し(訪問薬剤管理指導)

都道府県が在宅医療の現状を把握するための指標例について、以下のように見直す。

### 考え方

● 訪問薬剤管理指導において、高度な薬学管理等を充実させる 観点から、麻薬調剤や無菌調剤、小児在宅、24時間対応が可能 な薬局の整備が必要。

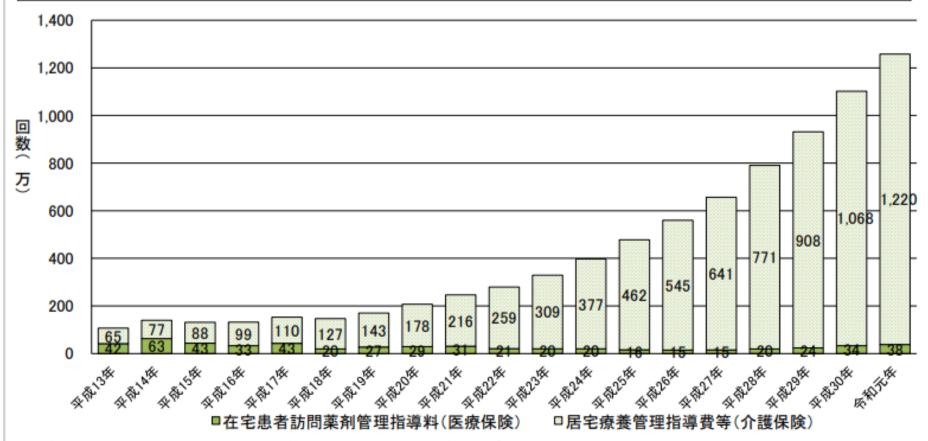
#### 新たに追加する指標例

● 訪問薬剤管理指導における麻薬調剤や無菌調剤、小児の訪問 薬剤管理指導の実績のある薬局数及び患者数、24時間対応可能 な薬局数を追加。

# 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

中医協 総一5

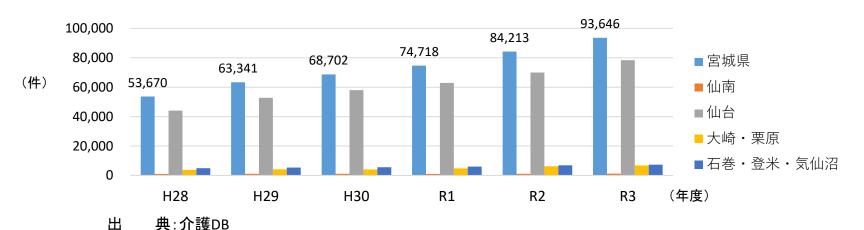
○ 医療保険における「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の算定回数は横ばいだが、介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数は伸びている。全体として薬剤師による在宅薬剤管理は進んでいる。



注)在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

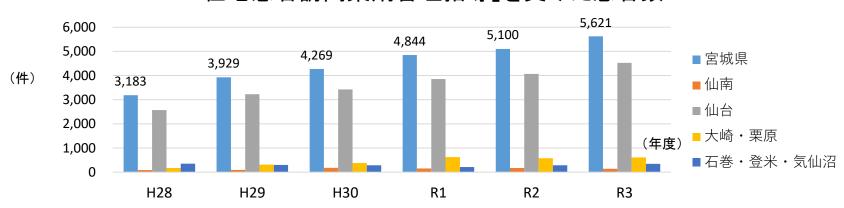
出典)社会医療診療行為別統計及び介護給付費実態調査を基に医療課で作成

### 「居宅療養管理指導」を受けた患者数



取得内容:「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のうち、薬剤師が行う場合のサービス項目コードの延ベレセプト件数(薬局だけでなく医療機関を含む)

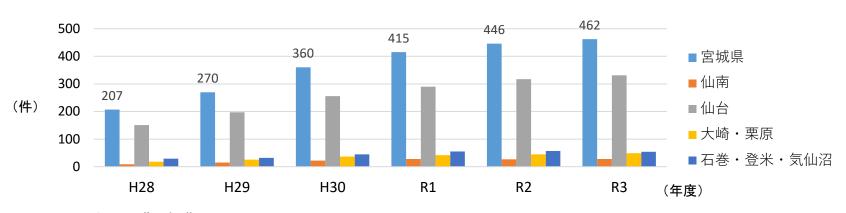
## 「在宅患者訪問薬剤管理指導」を受けた患者数



出 典:NDB

取得内容:在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定件数(薬局)

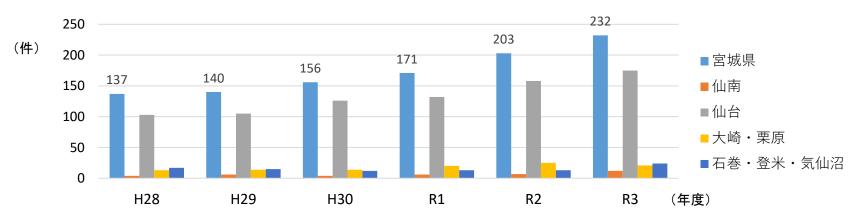
## 「居宅療養管理指導」を実施している事業所数



出 典:介護DB

取得内容:「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のうち、薬剤師が行う場合のサービス項目コードの算定事業所数(薬局だけでなく医療機関を含む)

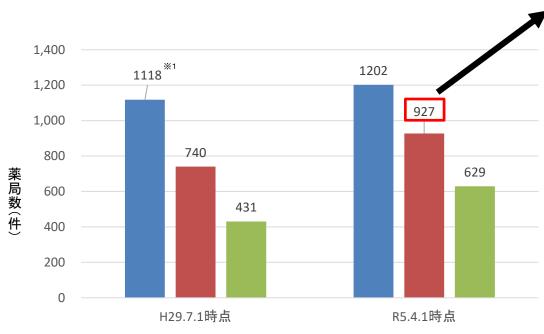
## 「在宅患者訪問薬剤管理指導」を実施している薬局数

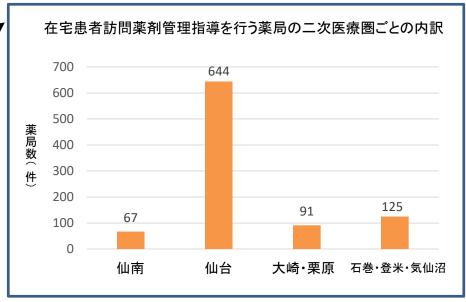


出 典:NDB

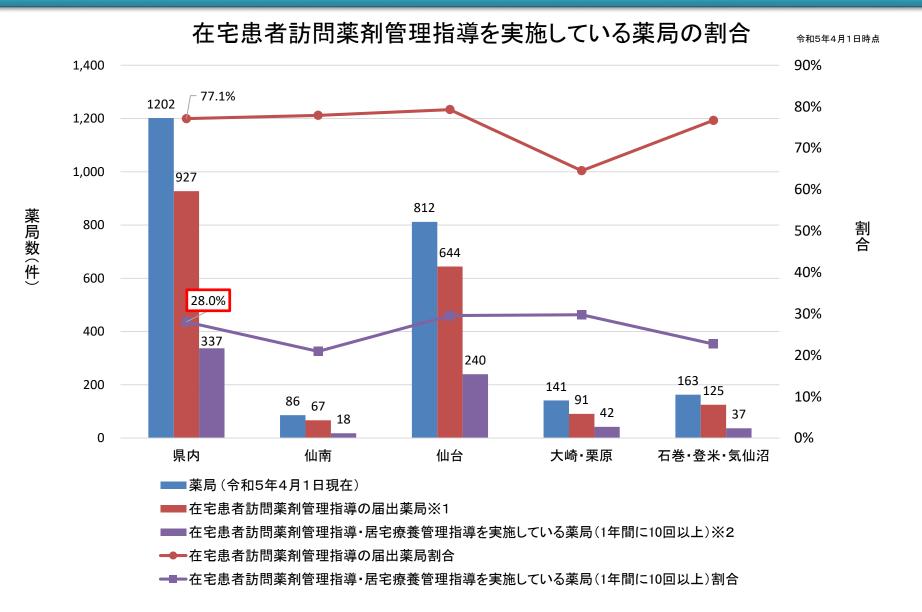
取得内容:在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定薬局数

### 県内の在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局の推移





- ■薬局
- ■在宅患者訪問薬剤管理指導の届出薬局※2
- ■かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出薬局※3
- 令和5(2023)4月1日現在、在宅患者訪問薬剤指導を行う旨を届け出た薬局は県内全薬局の77.1%(薬局1,202件、届出薬局件数927件)、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出薬局は県内全薬局の52.3%(薬局1,202件、届出薬局件数629件)であり、いずれもその割合は増えている。



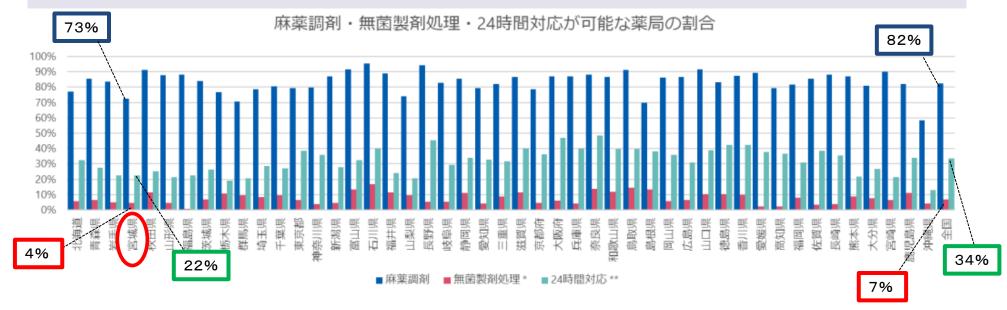
● 直近1年間で在宅患者訪問薬剤指導・居宅療養管理指導算定実績が10回以上ある薬局(在宅患者調剤加算届出薬局数337件)は28.0%に留まっている。

### 麻薬調剤や無菌製剤処理、24時間対応が可能な薬局

第7回在宅医療及び医療・介護連携に 関するワーキンググループ 令和 4 年 1 0 月 1 4 日

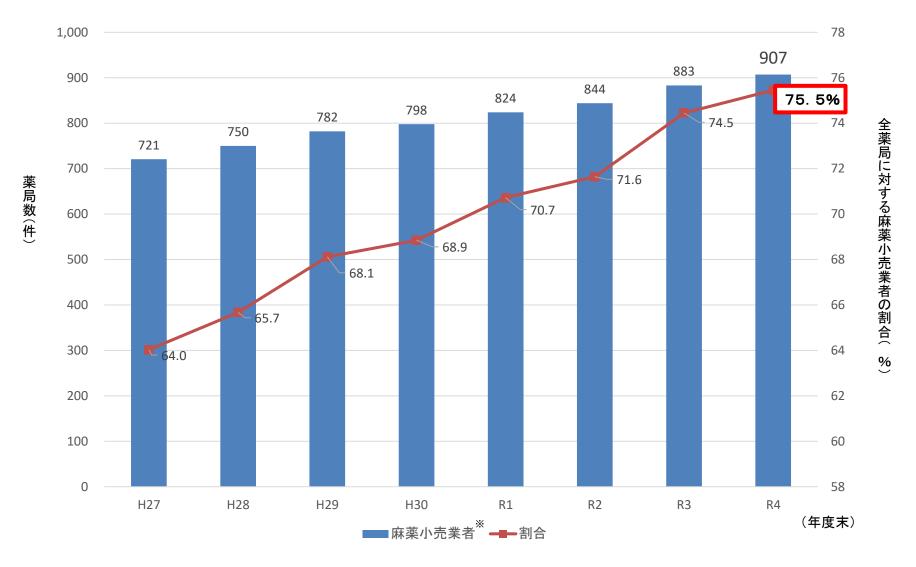
資料

- 全国で麻薬調剤に対応可能な薬局は約8割、無菌製剤処理に対応可能な薬局は1割未満、24時間対応可能な薬局は約3割であり、 都道府県によってこれらの割合は異なる。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する事務 について調査審議を行うため、地方薬事審議会が設置されている。



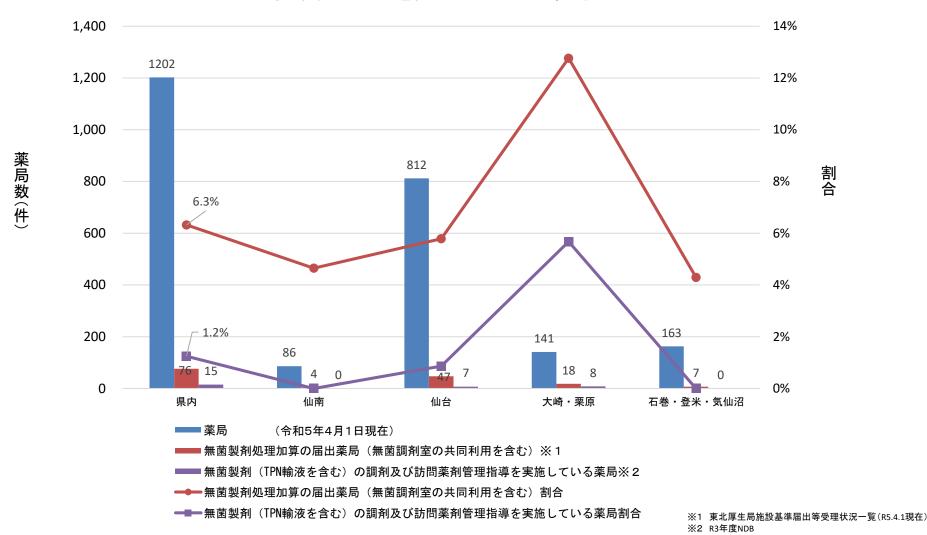
資料出所:麻薬調剤・無菌製剤処理に対応可能な薬局数(令和3年12月31日時点)は薬局機能情報をもとに医薬・生活衛生局総務課調べ 地域支援体制加算の届出件数(令和3年7月1日時点)は保険局医療課調べ

## 麻薬小売業者数の推移



● 令和5(2023)年3月末現在、県内では全薬局の75.5%が麻薬小売業免許を取得している。

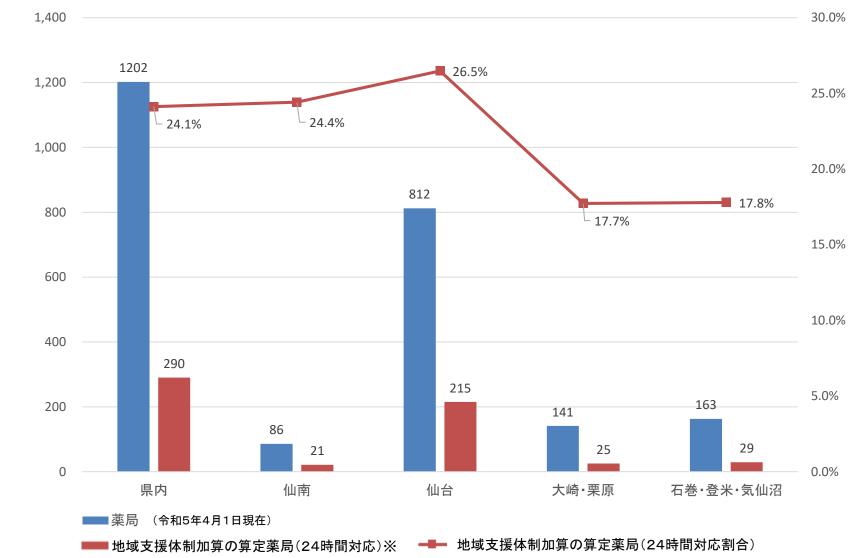
### 無菌製剤処理を実施している薬局



- 令和5(2023)年4月1日現在、無菌調剤処理を行う旨を届け出た薬局は、県内全薬局の6.3%(届出薬局件数76件)となっている。
- 令和3(2021)年度に無菌製剤(TPN輸液を含む)の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施していた薬局は、県内全薬局の1.2%(15件)26 のみ。

薬局数(件)

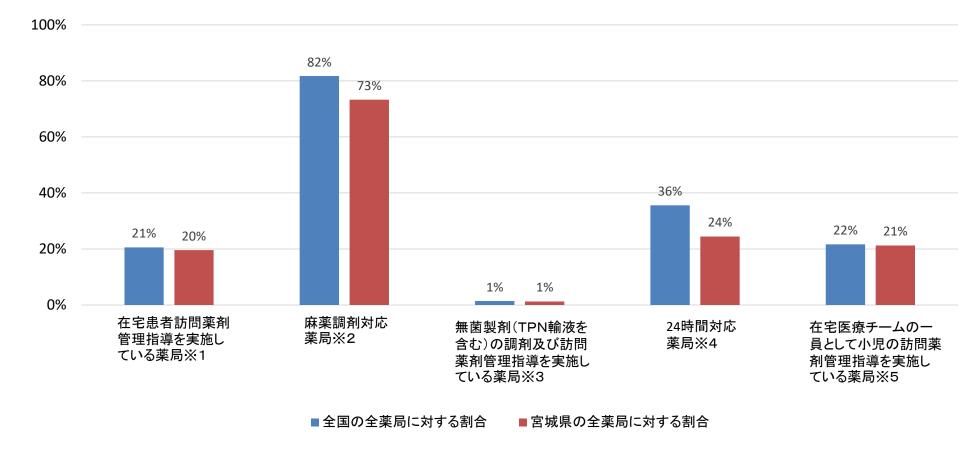
## 24時間対応可能な薬局



● 令和3(2021)年度に24時間対応可能な薬局は290件(全薬局の24.1.%)であった。 (令和5年4月1日現在)

割合

## 在宅医療に係る指標の全国との比較



- ※1 在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定薬局
- ※2 麻薬小売業者免許取得薬局(R4.3.31時点)
- ※3 無菌製剤処理加算の算定薬局
- ※4 地域支援体制加算の算定薬局
- ※5 在宅患者訪問薬剤管理指導料(うち15歳未満の患者)の算定薬局
- 麻薬調剤対応薬局の全薬局に対する割合は、全国と比較して-9ポイント(令和4年3月31日時点)。
- 24時間対応薬局数の全薬局に対する割合は、全国と比較して-12ポイント(令和3年度)。

※1、3~5 令和3年度NDB ※2 麻薬・覚醒剤行政の概況(2023年1月 厚生労働省)

### 現状と課題

1 薬剤師・薬局の機能

#### (5) 在宅医療

- 在宅医療については、病院、診療所等の医療機関のほか関係する多職種との密接な連携により行う必要があるが、参画している薬局、薬剤師はまだ多くなく、その対応は充分とはいえない。
- 在宅患者への対応には、切れ目のない医療を提供するため、病院薬剤部と薬局が連携した薬学的管理体制を構築する必要がある。
- 令和5年4月1日現在、**在宅患者訪問薬剤指導を行う旨を届け出た薬局**は、県内全薬局の**77.1%**(薬局1,202件、届出薬局件数927件)であるが、その内**直近1年間で訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導算定実績が10回以上ある薬局**(在宅患者調剤加算届出薬局数337件)は**28.0%**に留まっている。
- 麻薬小売業免許を取得している薬局は、令和5年3月末現在、県内では全薬局の75.5%であり、徐々に増加している。
- 急変時等にも対応できるよう、薬局の24時間体制での在宅医療提供が求められている。
- 在宅医療においては患者への点滴等無菌製剤の供給が必要となるケースがあることから、高度な無菌製剤処理業務を行うことができる無菌調剤室を複数の薬局で共同利用できるよう法整備がなされている。令和5年4月1日現在、無菌調剤処理を行う旨を届け出た薬局は、県内全薬局の6.3%(届出薬局件数76件)となっており、在宅医療への薬局の参画がなお一層求められている。

### 施策の方向

1 薬剤師・薬局の機能の強化

#### (5) 在宅医療への参画

- 患者の居宅で薬局が行うべき薬学的管理及び指導について、薬剤師会は研修等を通して薬局薬剤師の資質向上に努める。
- 地域包括ケアの一環として、在宅患者の適切な服薬管理等を推進するため、医師会等の関係団体や病院・診療所、そのほか関係する多職種と連携し、 薬局が円滑な退院支援、日常の在宅療養、急変時や看取りに対応できる体制を整備する。
- 医療保険制度においても、在宅で使用する医療材料や衛生材料を、処方せんにより薬局から供給することを前提とした仕組みが整えられている。薬局・薬剤師が、これらに関する知識の習得ができるような機会を提供し、薬局が在宅医療へさらに参画できるよう体制を整備する。
- 麻薬小売業免許の取得を指導することにより、がん患者や慢性疼痛の患者への麻薬の適正な使用を推進する。また、麻薬適正使用研修会等を通じ、 事故防止に努める。
- 無菌調剤室等の設置及び共同利用の推進を薬局に促すとともに、無菌調剤研修の開催等により技術向上を支援し、さらに安全で適正な無菌調剤体制を推進する。

# 医薬品提供体制 医薬品等の供給

### 現状と課題

#### 2 医薬品等の供給

- (1) 在宅医療に係る医療・衛生材料
- 地域包括ケアシステムの中において、薬局には、地域住民が必要とする医薬品を供給していくことに加え、在宅医療で必要となる医療材料や衛生材料、 介護用品等について利用者が適切に選択できるよう供給機能や助言の体制を有することが求められている。
- (2) 新興感染症、災害等の有事への対応
- 新興感染症、災害など、平時とは異なる状況下でも必要な医薬品を提供できる体制の構築が求められている。
- (3) 災害時の医薬品供給体制
- 大規模地震等の災害に備え、県は、「災害時薬事関連業務マニュアル」を作成している他、災害発生後3日間に必要とされる医薬品等については、宮城県医薬品卸組合と協定を結び、82品目の医薬品等を県内27か所の卸売業者の店舗に備蓄を行っている。
- (4) 緊急時医薬品
- 緊急を要し、かつ早急に確保することが困難なワクチン等の医薬品を購入し、県医薬品卸組合に保管及び供給を委託している。医療機関から必要とする 医薬品の供給願が県に提出された際には、県医薬品卸組合に依頼し、県医薬品卸組合から医療機関へ医薬品を供給する。また、国において備蓄している 医薬品についても同様に、供給に必要な手続き等を行う。

### 施策の方向

- 2 医薬品等の供給体制の整備
- (1) 在宅医療に係る医療・衛生材料
- 薬局が、在宅医療における医療・衛生材料等の供給拠点としての役割を担うことができる体制を整備する。
- (2) 新興感染症、災害等の有事への対応
- 新興感染症、災害又は医薬品供給不足時などの有事への対応に備えるため、地域レベルの関係者間で協議の場を持ち、有事の際の体制について 検討するとともに、地区の薬剤師会が主導的な役割を発揮し近隣の薬局との連携体制の構築や輪番で対応するなど、地域全体として医薬品の供給拠点、2.4時間対応などの必要な薬局の機能を効率的・効果的に提供する。
- (3) 災害時の医薬品供給
- 県は、災害時における医薬品等の供給が円滑に行われるように、定期的に災害時薬事関連業務マニュアルを見直す他、協定締結団体及び災害薬事コーディネーター等が参集して災害薬事連絡会議等を開催し、情報連絡網の確認と災害時医薬品供給等に関する情報交換を行う。
- 県薬剤師会では、東日本大震災後の支援活動を教訓に、次代に向けた災害時支援活動強化策としてライフライン喪失下の被災地でも、散剤・水剤をはじめ各種医薬品を供給する機動力、電力、調剤用水を有する自立自動型の医薬品供給ユニットであるMobile Pharmacy(モバイル・ファーマシー(MP))を活用し、MPを中心とした災害時の支援活動を強化する。
- (4)緊急時医薬品
- 備蓄医薬品の適正な品目・量について、必要に応じ見直しを行う。

# 医薬品提供体制 医薬品の正しい知識の普及

### 現状と課題

#### 3 医薬品の正しい知識の普及

- 県は、毎年10月の「薬と健康の週間」に「薬と健康のつどい」等、各種イベントを利用して、県薬剤師会と協力し、県民に対する医薬品の正しい知識の 普及に努めている。また、薬務課のホームページで医薬品に関する情報を提供している。
- 県薬剤師会の薬事情報センターが開設している「くすりの相談室」では、県民からの相談を受け付け、薬事全般にわたる情報を的確に提供することを通じ、 正しい知識の普及に努めている。
- 後発医薬品については、その数量シェアを「2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする目標を既に達成しているが、その品質や供給状況等について、医療従事者や患者等が安心して使用することができるよう、必要な情報を周知していく必要がある。

#### 後発医薬品の数量シェア (数量ベース) の推移 (算出は※)

	令和2年11月	令和3年10月	令和4年11月
宮城県(全国順位)	84.4% (9)	84.3% (10)	85.9% (10)
全国平均	81.7%	81.7%	83.5%

※ 数量シェア=(ジェネリック医薬品(GE)の数量)/(GEのある先発医薬品の数量)+(GEの数量)

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)より

### 施策の方向

#### 3 医薬品の正しい知識の普及

- 医薬品等の正しい知識の普及啓発については、従来から実施している「薬と健康の週間」、「くすりの相談室」等の事業を継続するとともに、各関係団体 は出前講座、店頭での情報提供方法等を検討し、効果的な普及啓発に努める。
- 後発医薬品に対する信頼性を確保するため、先発医薬品との同等性など品質に関する情報や供給状況等について、県のホームページ等を活用して県 民及び医療関係者に提供するように努める。

# 医薬品提供体制 数值目標

## 数値目標

指標	現況	令和11(2029) 年度末	出典
かかりつけ薬局の割合	52. 3%	100%	「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料届出」(令和5(2023)年4月現在)(東北厚生局)※届出薬局数/全薬局数
地域連携薬局数	76件	200件	県保健福祉部調査(令和5(2023)年3月現在)
専門医療機関連携薬局数	6件	8件	県保健福祉部調査(令和5(2023)年3月現在)